

構造改革特別区域計画認定申請書

平成 15 年 4 月 1 日

内閣総理大臣 殿

八王子市長 黒須 隆一

構造改革特別区域法第 4 条第 1 項の規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画について認定を申請します。

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
八王子市

- 2 構造改革特別区域の名称
不登校児童・生徒のための体験型学校特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
八王子市の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

激動する社会の状況や価値観の多様化、人間関係の希薄化など、児童・生徒を取り巻く環境が著しく変化し、その変化に対応できない児童・生徒がここ十年で倍増している。

本市においては、適応指導教室や総合教育相談室の設置をし、また、チャレンジ体験スクールの実施や学習活動指導補助者の配置等の対策を行っているものの、不登校児童・生徒の割合は1.44%（平成13年度）であり、国（1.23%）や東京都（1.30%）を上回る状況にある。

そのような児童・生徒に対して、それぞれの興味や関心、能力、感性などに応じ、多様な体験を通して学び、社会生活に適応しつつ、一人一人にとって生きる喜びや自分探しのできる教育を創造することが必要と考える。

- 5 構造改革特別区域計画の意義

心理的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にある不登校の児童・生徒に対して、ゆるやかな学校復帰を目指すことを目的として、「適応指導教室」を開設し、その対応に努めている。しかし、適応指導教室に通級している児童・生徒は、不登校児童・生徒のごく一部である。

学校においても、担任を中心として家庭訪問や電話相談など一人一人に応じた対応や、児童・生徒の相談相手として大学生を中心にお兄さんお姉さん役としてのメンタルサポーターを配置し、心のケアに努めている。また、学習支援策としてアシスタントティーチャ－や学習活動指導補助者も配置して対応している。

しかしながら依然として不登校状況にある児童・生徒は、減少していない。特に適応指導教室にも通級できない不登校児童・生徒は、欠席状況が続いているにもかかわらず、それぞれに進級し、または卒業してい

る。こうした義務教育を受ける権利を有する児童・生徒に対して、必要にして十分な教育が行われていない実態に対して、八王子市としてさらなる教育の機会を与える必要があるとの認識に立ったものである。

不登校児童・生徒に対して実施したアンケートでは、

先生以外のお兄さん、お姉さん役が学校にいるとよい。

(メンタルサポーターの配置で対応)

絵画、楽器演奏、デザイン、スポーツなど興味を持って取り組んでみたい。

(総合的な学習の時間でマイスタータイムとして取り組み対応)

学校を休んでいる間に授業が進んでいて、学校に行っても分からない。

(学年を超えた習熟度別ステップ学習で対応)

友達と雑談できる部屋が学校にあるとよい。

(相談室、談話室で対応)

アンケート回答者 50 人のうち、31 人(62%)は、本校について「興味があり、もっと知りたい」「興味がある」と答えている。また、アンケートとは別に、本校に対する問い合わせが、160 件ほどあり、就学希望は 30 件近く、また、保護者等からの詳細についての問い合わせも多数ある。

などの意見が寄せられ、これらに対応した、柔軟かつ創造的な教育活動を展開するために「教育課程の編成」、「授業時数」、「教育課程の基準」の弾力化を実施できる構造改革特別区域計画において、八王子市が考える独自の教科、弾力的な教育課程を編成し、児童・生徒が学年を超えた人とのかかわりを深め、自分を大切する気持ちや、共に高め合う態度をはぐくむことができる、不登校児童・生徒のための公立の小・中一貫校を設立するものである。

本校の特色

基本とする教育理念

<心の安定を図るために>

児童・生徒が、学校に行こうとする気持ちを大切にし、スクールカウンセラーなどを中心とした教育相談体制や機能を積極的に生かし、児童・生徒の心身のケアを重視する。

< 学習支援の充実のために >

児童・生徒の学習状況を把握し、習熟度別に学習することにより、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、多様な体験活動や伝統文化、特殊技能、芸術感覚等を体得できる活動を教育の柱とする。

教科を弾力的に運用した教育課程

詳細は P 9 の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」に明記。

ものづくりを通して豊かな感性の醸成

ものづくりを通して持てる力を自ら創造的に働かせ、そのつくりだす過程で達成感を味わうことにより、自己有用感や満足感が生まれ、自分に対する自信が持てるようになる。

また、大学や専門家等との連携による様々なものづくり体験は、将来の職業選択の際の重要なステップにもなるほか、豊かな感性を育み、人としてのひろがりも期待できる。

多様な体験活動の実施

体験を重視した学習により、個性や創造性の伸長を図るとともに、体験により培われる社会性、温かな人間関係、自信や感動を通して、自らの目標や将来の夢を探すことを目指している。

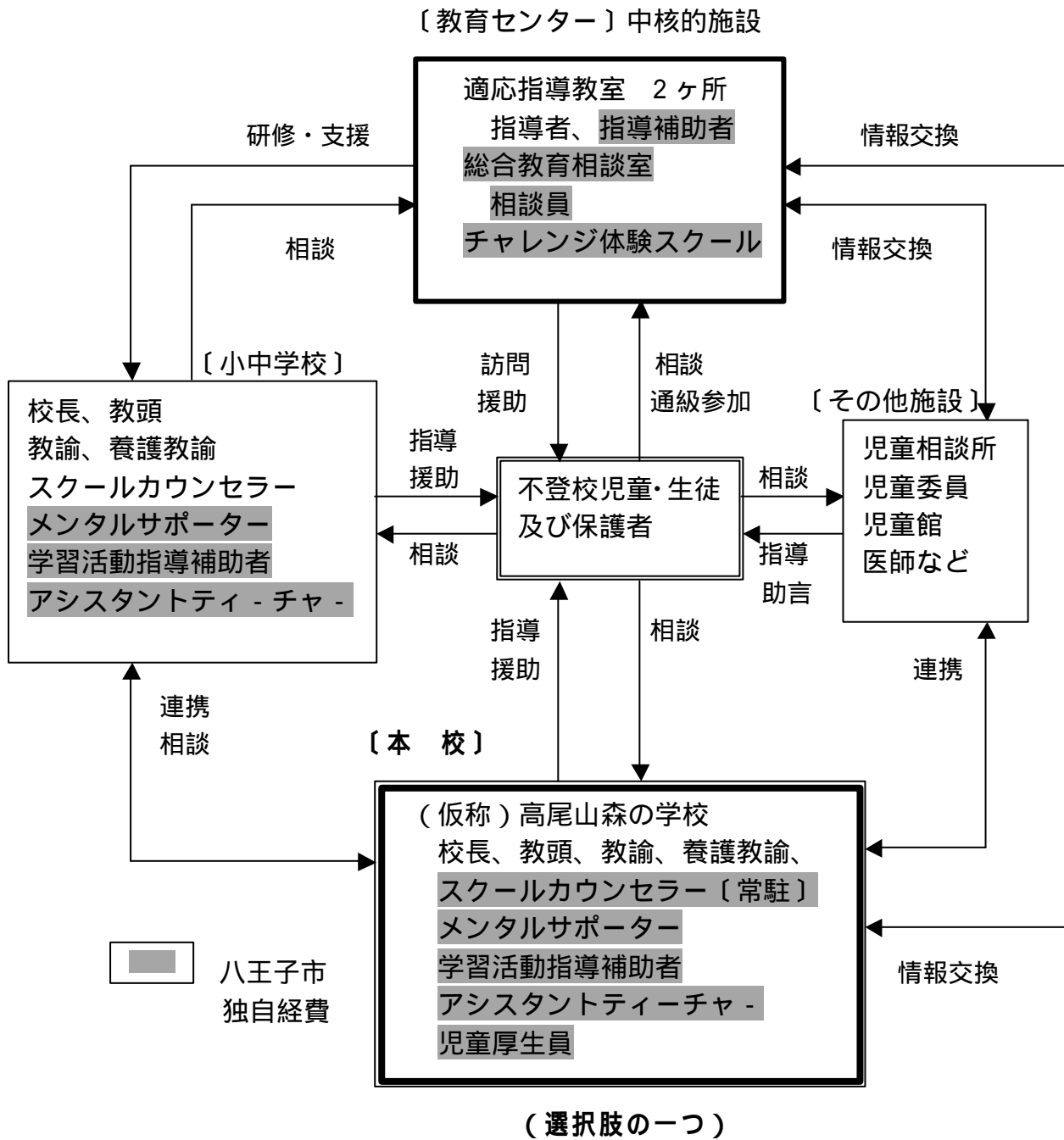
児童・生徒及び保護者の心身のケアを重視する相談機能の充実

市独自のスクールカウンセラーを常勤にするほか、多くのメンタルサポーターなどを配置し、「いつでも・誰でも・どこでも」相談することのできる環境づくりに努めるとともに、教職員との連携を密にした相談機能を一層充実する。

また、保護者が子育てに抱える不安や悩みなどを語り合い、意見を交換したりする保護者の会を定期的に設定し、学校と保護者との連携を強め共に育てていく環境づくりに努める。

さらに、これまでの八王子市の不登校対策とともに、児童相談所、児童館など他の施設と緊密に連携し、本校を設置することにより、登校支援ネットワークの構築を図るものである。

< 登校支援ネットワーク >



〔教育センター〕

適応指導教室

ぎんなん	平成 7 年設置	指導員 2 名	指導補助者適時
松の実	平成 11 年設置	指導員 2 名	指導補助者適時

総合教育相談室

11 人の専門相談員が、不登校問題等教育に関する相談を受けている。
昭和 34 年 教育相談室設置
昭和 49 年 教育センター内に移設
平成 13 年 教育相談、こども電話相談、青少年相談、教職員相談
を統合した、総合教育相談室を設置

チャレンジ体験スクール

平成 13 年度から実施	場 所	姫木平少年自然の家（長野県）
	指導者	外部指導員、指導補助者、指導主事

〔本 校〕

メンタルサポーター

平成 10 年度から派遣	教育学や心理学を学んでいる大学生が中心
--------------	---------------------

学習活動指導補助者

平成 14 年度から派遣	教員免許保持者で教員希望のものが各学校 で T.T 等で学習指導を行う。
--------------	---

アシスタントティーチャー（無報酬）

平成 14 年度から派遣	教員免許保持者で教員希望のものが各学校 で T.T 等で学習指導を行う。
--------------	---

児童厚生員

（平成 16 年度から配置予定）	八王子市内の児童館において、児童・生徒 の遊び等を指導する。
------------------	-----------------------------------

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 全国への波及効果

本校を設置することにより、本校の特色が広く認知されることで全国の不登校対策の一つとしてのモデルケースとなり、各市町村に反映することを目指すものである。

(2) 不登校児童・生徒数の減少

本校においては、さらに訪問指導、訪問相談を必要に応じて実施し、試験的に導入している地域情報配信システムやインターネットによる単元コンテンツ配信システムなどの活用も視野に入れ、個別に緊密な連絡をし、引きこもり状態にある児童・生徒に対しての働きかけも併せて行うことにより、約10年間で不登校児童・生徒の数を半減させる計画であり、本校に通うことも不登校の解消と考えられ、また、元の学校へもどることも不登校の解消と考えている。

< 本校想定人数 >

* 八王子市実施計画

区 分		平成 13 年度	(平成 16 年度)	平成 17 年度	平成 19 年度	平成 24 年度
不登校児童・生徒数	小学校	136	(120)	100	90	60
	中学校	471	(430)	350	310	240
	合 計	607	(550)	450	400	300
本校の 想定人数	小学校		24	30	30	30
	中学校		35	90	110	130
	合 計		59	120	140	160

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 不登校児童・生徒の増加に歯止めをかけ、なおかつ減少へと転じることができる。不登校児童・生徒に対する教師の指導内容や方法が改善されるとともに、児童・生徒や保護者へのかかわり方が明確になることにより、他の学校へ波及することなど、不登校対策の一助とすることができる。

現在の不登校児童・生徒が社会的に自立することができ、社会参加が可能となることで、本人のみならず保護者の精神的な負担が減少する。

また、不登校児童・生徒への早期対応は、社会問題化している「引きこもり」を減少させるものである。

不登校児童・生徒数の減少

八王子市	H13年度調査	607人(小136人 中471人)
	H16年度目標	550人(小120人 中430人)
	H17年度目標	450人(小100人 中350人)
	H19年度目標	400人(小90人 中310人)
	H24年度目標	300人(小60人 中240人)

(2) 不登校児童・生徒の中には、指定された学校になじめずに、いわゆるサポート校やフリースクール等に通り、経済的に負担となっているケースもある。公立の義務教育学校である本校に通うことにより少しでも負担を軽減することができるものである。

8 特定事業の名称

番号803 「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

不登校対策の実施

(1) 適応指導教室の設置

ゆるやかな学校復帰を目指す適応指導教室において、子どもたちの学習支援や教育相談を行っている。平成15年度からは、新たに指導員の研修を行うとともに、指導補助員の指導日数を増やすなど、その充実に努めるものであり、今後も存続させていく方針である。

(2) 総合教育相談室の設置

教育センター内には総合教育相談室を設置し、11人の専門相談員が、年間130件以上の不登校に関する相談を行っている。

(3) チャレンジ体験スクールの実施

毎年夏に長野県にある八王子市の施設を利用して、3泊4日で体験中心のプログラムを用意した、チャレンジ体験スクールを開催している。これは、うどんづくり、木工品づくり、テントサイトの設営等を行うものであり、子どもたちはその過程で自信を取り戻し、その後、何らかの形で学校に復帰したものが参加者の半数にのぼっている。本事業についても引き続き継続して、実施するものである。

(4) スクールカウンセラー等の配置

各学校においては、心のケアの対策としてスクールカウンセラーや大学で心理学や教育学を学んでいる学生を中心に、子どもたちのお兄さんお姉さん役としてメンタルサポーターを派遣している。

(5) 学習活動指導補助者等の配置

学習支援策として、アシスタントティーチャーや学習活動指導補助者の派遣も行っている。

(6) 登校支援ネットワークの構築 (平成15年度～)

詳細はP4に明記。

別 紙

- 1 特定事業の名称
番号 803 「不登校児童生徒対象学校設置に係る教育課程弾力化事業」
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
(仮称)八王子市立 高尾山森の学校 小学部 中学部
(平成16年4月開校予定の公立小・中学校)
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
認定日と同日
- 4 特定事業の内容
実施主体 八王子市
事業区域 八王子市 (平成16年4月開校予定の公立小・中学校)
実施期間 平成16年4月1日より特定事業としての役割が終わったと判断されるまで。
整備施設 八王子市館町1097番地の30
H15年度中 耐震補強工事
H15年度中 老朽施設改修工事
相談室、ランチルーム、パソコン室等の整備
- 5 当該規制の特例措置の内容
(1) 学校名
(仮称)八王子市立 高尾山森の学校 小学部 中学部

<対象児童・生徒>
入学対象の児童・生徒は、不登校児童・生徒及びそれに類する児童・生徒とする。
不登校児童・生徒
何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあり、年間30日以上欠席した児童・生徒をいう。
(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。)
それに類する状態にある児童・生徒
ア． に準ずる児童・生徒。
(年間の欠席が30日に満たないものも含む。)
イ． 不登校状態であるが、出席扱いになっているもの。
・ 適応指導教室に通級している児童・生徒。
・ 保健室登校が継続している児童・生徒。

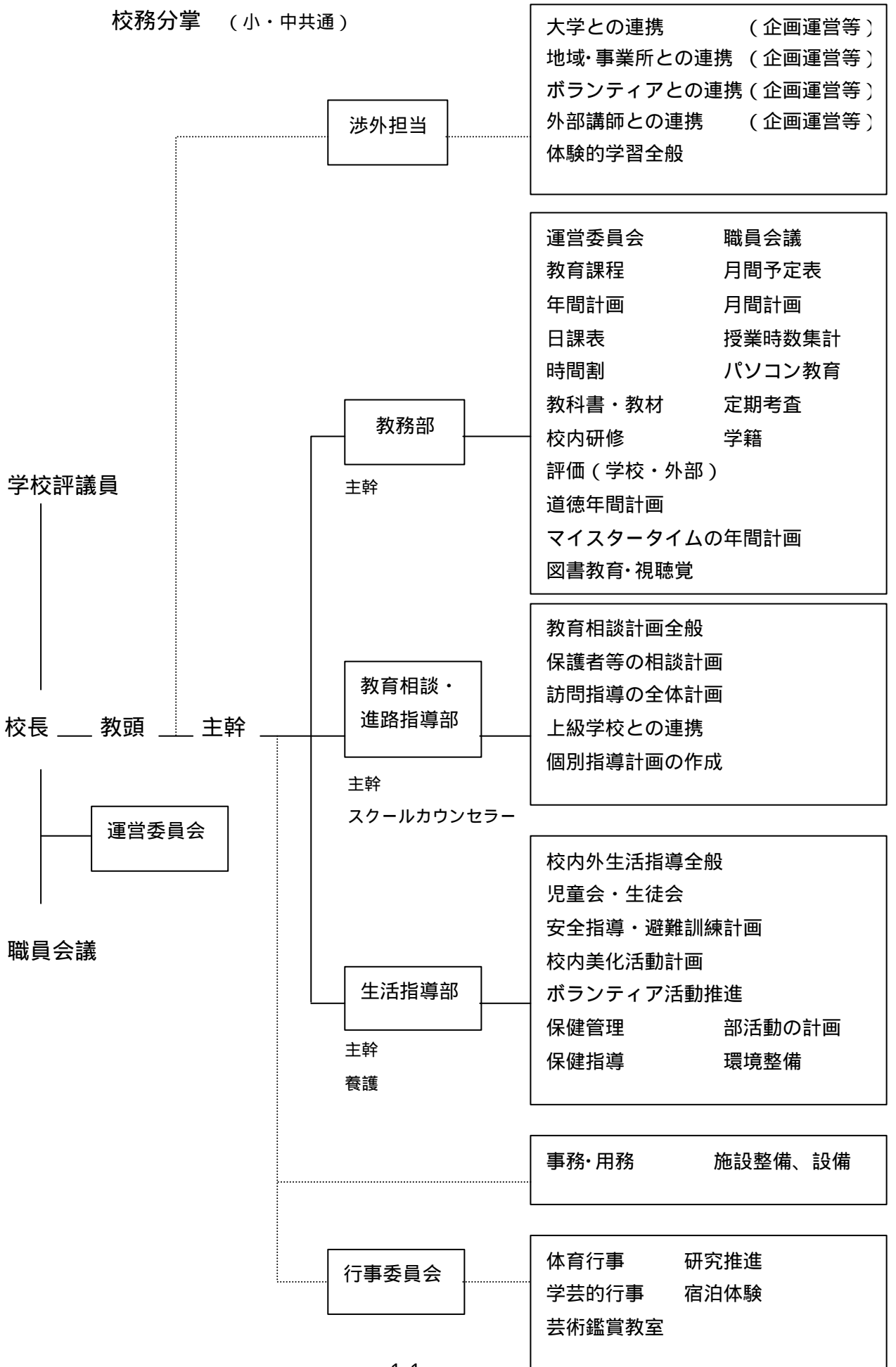
不登校児童・生徒等の判断は、教育委員会内に設置する就学検討委員会で決定する。

(2) 不登校児童生徒に対する具体的な配慮事項

教職員配置計画

名 称	人 的 配 置	小学	中学	合計	都・市費
1. 校長	小・中一貫をスムーズに実施するため、校長は1名配置する。	兼務 (1)	1	1	都
2. 教頭	教頭は小・中それぞれ各1名を配置する。	1	1	2	都
3. 主幹	主幹職は教頭を補佐し教諭等を指導監督するものとして、小学部に2名、中学部に3名を配置する。	2	3	5	都
4. 教諭	教諭は教育相談に精通したものを小・中それぞれ都の配置基準により配置するほか、IT、少人数、不登校等の加配教諭を多く配置する。	6	6	12	都
5. 養護教諭	養護教諭はカウンセリングに十分力を発揮するものを小・中それぞれに配置する。	1	1	2	都
6. スクールカウンセラー	児童・生徒、保護者等に対する相談体制の充実を図るためスクールカウンセラーを常時配置する。(都費負担の他に市費負担配置)	1	1	2	都市
7. メンタルサポーター	児童・生徒のお兄さん、お姉さん役のメンタルサポーター(男女)を多数配置する。	4	6	10	市
8. 学習活動指導補助者等	アシスタントティーチャー、児童厚生員、退職教諭等経験豊富なものを多数配置する(市費負担)	3	3	6	市
9. 外部講師	多様なカリキュラムに対応するため、伝統芸能継承者、特殊技能保持者の他、大学及び地域の人材の積極的な導入を図る。	2	2	4	市
10. 事務職	事務職については都費負担職員1名を配置する。市費負担分についても配置する。	1	1	2	都市
11. 用務員	用務員は1名配置する。	(1)	1	1	市
12. 管理員	管理員は1名配置する。(委託も考慮する。)	(1)	1	1	市
計		21	27	48	

校務分掌 (小・中共通)



平成 16 年度 4 月開校時想定人数

< 東京都基準 >

小学		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
	人数	0	0	5	6	6	7	24
	学級	0	0	1	1	1	1	4
中学		1 年	2 年	3 年	計	合計 (小 + 中)		
	人数	6	14	15	35	59		
	学級	1	1	1	3	7		

参考

< 国基準 >

小学		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
	学級	0	0	1		1		2
中学		1 年	2 年	3 年	計	合計 (小 + 中)		
	学級	1	1	1	3	5		

施設・設備に関する特別な事項

- ア．相談室の設置
 - ・スクールカウンセラーが常駐し、いつでも相談できる部屋
- イ．談話室の設置
 - ・小学部、中学部個別の保護者等の交流が可能な部屋
- ウ．更衣室・ロッカー室の設置
 - ・児童・生徒の個人用ロッカーの設置
- エ．ランチルームの設置
 - ・視聴覚室兼用の部屋、児童・生徒の憩いの場
- オ．ものづくり教室の設置
 - ・3 教室、ものづくり、体験的な学習の部屋

(3) 教育課程の基準によらない部分(教育課程の内容等)

国語、算数・数学、英語については、習熟度別ステップ学習を含め、個別指導を充実させる。また、社会、理科等も含めた各教科の指導内容は、他の教科との関連を十分に図りながら、本校の教育課程の特色である体験的な学習をできるだけ多く取り入れた活動内容とする。

また、週時程については、小学部・中学部とも児童・生徒の一人一人の興味や関心、適性等状況に応じて弾力的に編成を行うものとし、不登校児童・生徒の積極的な登校支援に努めるものとする。

具体的には、担当教師、スクールカウンセラー、児童・生徒及び保護者との話し合いにより個別指導計画を作成し、それに基づく「少人数による学年を超えた習熟度別の指導」を行う。

また、少人数の話し合い形式による学習「グループ・ミーティング」を実施するとともに、直接体験を中心とした活動を通して、個性、創造性を伸ばし、社会性や豊かな人間性を育む指導・援助に努める。

これらの学習活動を実施する上で、大学関係者、外部講師、学習活動指導補助者、スクールカウンセラー、メンタルサポーター等による人的なサポート体制を築くとともに、民間企業、大学、伝統芸能継承者、芸術家、NPO、民間団体、町会、自治会、商店会等とも連携をし、数多くの体験的な学習プログラムを用意する。

当該規制の特例措置

学校教育法施行規則 第24条・第53条 「教育課程の編成」
ア．特色ある教育課程の編成を行うことにより一人一人の発達段階や学習の達成度に合わせた指導ができる。

< 新たな教科等の新設 >

体育・スポーツレク(小・中全学年)
従来の体育をベースにして、体力の向上はもとより、人とのコミュニケーションをより一層重視した活動を柱に心身の健康づくりに努めることをねらいとして新設する。

総合的な学習の時間(小学校1,2年生)
生活科の削除に伴い、総合的な学習の時間(マイスタータイム)を新設する。

< 削除する教科等 >

生活科（小学校 1, 2 年生）	
以下のように総合的な学習の時間（マイスタータイム等）に統合する。	
「学校」	マイスタータイム（地域見学） グループ・ミーティングの時間
「家庭」	マイスタータイム（社会奉仕体験…家庭での実習）
「地域」	マイスタータイム（伝統工芸、地域見学、地域行事）
「公共施設」	マイスタータイム（地域見学）
「季節」	マイスタータイム（自然体験）
「飼育・栽培」	栽培、園芸、自然体験
「成長」	グループ・ミーティングの時間

技術・家庭科（中学校全学年）	
以下のように総合的な学習の時間（マイスタータイム等）に統合する。	
「技術とものづくり」	マイスタータイム（木工芸、ガラス工芸等）
「情報とコンピュータ」	マイスタータイム（パソコン、CG等）
「生活の自立と衣食住」	マイスタータイム（被服、菓子づくり等） グループ・ミーティングの時間
「家族と家庭生活」	マイスタータイム（社会奉仕体験…家庭での実習） グループ・ミーティングの時間

体育科・保健体育科（小・中学校全学年）	
体育、保健体育科を削除し、「体育・スポーツレク」を新設する。	

選択教科（中学校全学年）	
各教科の補足的・発展的内容を充実することにより、その主旨を実現する。	

学校教育法施行規則 第24条の2、第54条 「授業時数」

ア．標準授業時数を基本とし、不登校児童・生徒の実態に即した授業時数を設定する。ただし、一人一人の状況に応じて弾力的な週時程の編成も可能なものとし、積極的な登校支援に努めるものとする。

・ 一週間当たりの授業時数

区分	学年	一週当り 授業時数	一週当り 標準授業時数 (総授業時数 / 35週)
小学校	1・2年	21 単位時間	1年 23 単位時間 2年 24 単位時間
	3・4年	25 単位時間	3年 26 単位時間 4年 27 単位時間
	5・6年	26 単位時間	27 単位時間
中学校	1～3年	26 単位時間	28 単位時間

・ 総授業時数

区分	学年	年間 授業時数	学習指導要領 総授業時数
小学校	1・2年	735 単位時間	1年 782 単位時間 2年 840 単位時間
	3・4年	875 単位時間	3年 910 単位時間 4年 945 単位時間
	5・6年	910 単位時間	945 単位時間
中学校	1～3年	910 単位時間	980 単位時間

< 小学部 >

() は標準時数

区分	各教科の授業時数										道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	体育・スポーツレク				
一年生	230 (272)	/	120 (114)	/	0 (102)	35 (68)	35 (68)	/	0 (90)	140	35 (34)	35 (34)	105	735 (782)
二年生	210 (280)	/	140 (155)	/	0 (105)	35 (70)	35 (70)	/	0 (90)	140	35 (35)	35 (35)	105	735 (840)
三年生 四年生	210	70	140	70	/	35	35	/	0	140	35	35	105	875
(三年生)	(235)	(70)	(150)	(70)	/	(60)	(60)	/	(90)	/	(35)	(35)	(105)	(910)
(四年生)	(235)	(85)	(150)	(90)	/	(60)	(60)	/	(90)	/	(35)	(35)	(105)	(945)
五年生 以上	210	70	140	70	/	35	35	35	0	140	35	35	105	910
(五年生)	(180)	(90)	(150)	(95)	/	(50)	(50)	(60)	(90)	/	(35)	(35)	(110)	(945)
(六年生)	(175)	(100)	(150)	(95)	/	(50)	(50)	(55)	(90)	/	(35)	(35)	(110)	(945)

各教科の指導内容は、教科相互の関連を図りながら、本校の特色である体験的な内容を多く取り入れた活動とする。また、別途年間指導計画を作成する。

総合的な学習の時間は、交流体験活動、職業体験活動、社会奉仕的体験活動などを、「マイスタータイム」の体験的活動として扱う。

週時程 1週間当たりの授業時数は、26単位時間とする。(5・6年生)

時程	月	火	水	木	金
9:30 登校					
9:40 短学活 (20) 読書タイム	20分×5 = 100分 (2)				
10:00 1校時 (45)	道徳	国語	算数	国語	算数
10:45 体育・ (35) スポ-ツク	35分×5 = 175分 (4)				
11:20 2校時 (45)	国語	算数	国語	算数	家庭
12:05 昼食 (70) 清掃					
13:15 3校時 (100) (適宜10分休憩)	社会	理科	総合	特別活動	図画工作
14:55 4校時 (10) 終礼学活	社会	理科	総合	音楽	総合
15:05 下校					

週時程 1週間当たりの授業時数は、25単位時間とする。(3・4年生)

時程	月	火	水	木	金
9:30 登校					
9:40 短学活 (20) 読書夕仏	20分×5 = 100分(2)				
10:00 1校時 (45)	道徳	国語	算数	国語	算数
10:45 体育・ (35) 跡-ルカ	35分×5 = 175分(4)				
11:20 2校時 (45)	国語	算数	国語	算数	図画工作
12:05 昼食 (70) 清掃					
13:15 3校時 (100) (適宜10分休憩)	社会	理科	総合	特別活動	総合
14:55 4校時 (10) 終礼学活	社会	理科	総合	音楽	
15:05 下校					

週時程 1週間当たりの授業時数は、21単位時間とする。(1・2年生)

時程	月	火	水	木	金
9:30 登校					
9:40 短学活 (20) 読書夕仏	20分×5 = 100分(2)				
10:00 1校時 (45)	道徳	国語	算数	国語	算数
10:45 体育・ (35) 跡-ルカ	35分×5 = 175分(4)				
11:20 2校時 (45)	国語	算数	国語	算数	特別活動
12:05 昼食 (70) 清掃					
13:15 3校時 (45)	総合	総合	総合	音楽	図画工作
14:00 終礼学活 (10)					
14:10 下校					

算数については、1年生のみ、年間の中で20単位時間を国語とし、時数を調整する。

始業時間については、児童・生徒の実態に考慮し、9時30分とする。

< 中学部 >

() は標準時数

区分	各教科の授業時数										道徳	特別活動	選択教科	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	体育・スポーツレク	技術・家庭	外国語(英語)					
各学年共通	175	70	105	105	35	35	/	105	/	105	35	35	/	105	910
(一年生)	(140)	(105)	(105)	(105)	(45)	(45)	(90)	/	(70)	(105)	(35)	(35)	(0~30)	(70~100)	(980)
(二年生)	(105)	(105)	(105)	(105)	(35)	(35)	(90)	/	(70)	(105)	(35)	(35)	(50~85)	(70~105)	(980)
(三年生)	(105)	(85)	(105)	(80)	(35)	(35)	(90)	/	(35)	(105)	(35)	(35)	(105~165)	(70~130)	(980)

各教科の指導内容は、教科相互の関連を図りながら、本校の特色である体験的な内容を多く取り入れた活動とする。また、別途年間指導計画を作成する。

総合的な学習の時間は、交流体験活動、職業体験活動、社会奉仕的体験活動などを、「マイスタータイム」の体験的活動として扱う。

週時程 1週間当たりの授業時数は、26単位時間とする。(1~3年生)

時程	月	火	水	木	金
9:30 登校					
9:40 短学活 (20) 読書タイム	20分×5 = 100分 (2)				
10:00 1校時 (50)	道徳	国語	英語	数学	国語
10:50 体育・ スポ-ツレク (30)	30分×5 = 150分 (3)				
11:20 2校時 (50)	英語	数学	国語	英語	数学
12:10 昼食 (65) 清掃					
13:15 3校時 (100) (適宜10分休憩)	社会	理科	特別活動	音楽	理科
14:55 4校時 (10) 終礼学活	社会	理科	総合	美術	総合
15:05 下校				10分休憩	
15:55 (木曜日のみ)				総合	

なお、上記 以外の部分については、原則として、現行の学習指導要領に基づき指導を行うこととするが、例えば以下のような取組など、不登校児童・生徒の実態に即した指導・援助をより一層充実する観点から、現行の学習指導要領に示す各教科等の指導内容を部分的に指導しないことを可能とする。

- ・「読む・書く・聞く」能力の育成の中心となる国語や算数・数学、英語等についての、学年を超えた習熟度別の指導の実施
- ・児童・生徒の興味や関心、適性を踏まえた学習意欲を高めるための指導の充実（地域や多様な教育機関等との連携、自然体験、社会体験、生活体験の充実など）